

# 定時定路線以外の主な移動手段

種類	内容
コミュニティバス	<p>「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス(乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む)。</li><li>・市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送</li></ul> <p>出典:国土交通省「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」</p>
デマンドタクシー	<p>デマンド型交通は、正式には、DRT(Demand Responsive Transport:需要応答型交通システム)と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地(OD)の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。</p> <p>出典:国土交通省「デマンド型交通の手引き」</p>
自家用有償旅客運送	<p>バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。</p> <p>出典:国土交通省「自家用有償旅客運送ハンドブック」</p>
日本版ライドシェア (自家用車活用事業)	<p>タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度</p> <p>出典:国土交通省 令和6年3月29日付プレスリリース</p>